平成２６年（再ロ）第１０００７号

東京都八王子市館町1638番地７
再生債務者　竹内　康浩
１　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月24日まで
４　一般異議申述期間　平成26年11月７日から平成26年11月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第８号

広島市安芸区中野東１丁目１番９－801号
再生債務者　満尾謙一郎
１　決定年月日時　平成26年９月26日午後０時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月24日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月31日から平成26年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号

京都府亀岡市下矢田町４丁目24番14号ソレイユあさひが丘103号
再生債務者　平井小百合
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

京都府舞鶴市字女布64番地76
再生債務者　梅岡　真城
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年９月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月26日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２６年（再ロ）第２号

秋田市土崎港中央３丁目９番56号　佐藤マンション３－５
再生債務者　鈴木　博昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月25日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第７号

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前18番地19　グリーンスクエア大山崎602
再生債務者　藤岡　幸隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再ロ）第１号

香川県高松市国分寺町新居400番地８
再生債務者　古市　健人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月26日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月十一日であり、甲の社員総会の承認決議は平成二十六年五月七日に、乙の社員総会の承認決議は平成二十六年四月二十七日に終了しております。
なお、この合併については、平成二十六年九月一日北海道知事の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月六日
札幌市中央区大通西１丁目１四番地二
（甲）医療法人新産健会
理事長　杉江　広紀
札幌市北区新三四条１１丁目１番二七号
（乙）医療法人社団西家内科
理事長　杉江　広紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月二十八日
掲載頁　一〇一頁（号外第六十八号）
平成二十六年十月六日
東京都港区港南二丁目一一番一九号
（甲）日本カーバイド工業株式会社
代表取締役　平田　泰稔
京都府向日市鶏冠井町南金村八番地一
（乙）ニッセツ株式会社
代表取締役　酒井　昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年九月三十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　静岡新聞夕刊東部版
掲載の日付　平成二十六年六月二日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　静岡新聞夕刊東部版
掲載の日付　平成二十六年九月十日
掲載頁　二頁
平成二十六年十月六日
静岡県三島市１番町１五番二三号
（甲）株式会社エム・エス・エス
代表取締役　渡辺幸一郎
静岡県三島市１番町１五番二三号
（乙）三和商事株式会社
代表取締役　渡辺幸一郎

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月十一日であり、定期総会の承認決議は、甲は平成二十六年六月十八日、乙は平成二十六年六月十九日に終了しております。
なお、この合併については平成二十六年九月二十四日付で岡山県の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月六日
岡山県玉野市宇野１丁目八番八号
（甲）特定非営利活動法人円と空
理事長　青井　一展
岡山県玉野市宇野三丁目一番１号
（乙）特定非営利活動法人オアシス
理事長　大倉　和法

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更いたします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月六日
東京都世田谷区祖師谷六丁目五番一三号
合同会社アロハウェイ
代表社員　森脇　真理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十一月七日であり組織変更後の商号は株式会社16Labとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十月六日
神奈川県鎌倉市二階堂一〇〇番地１号
合同会社16Lab
代表社員　木島　晃